

平成20年度 生活支援政策部門業績目標



部門経営責任者

保健福祉部長 高橋 茂
市立病院事務長 打越 勝利
消防長 川崎 久

本部門は組織一体となって、下記の業績目標の達成に取り組めます。

上記目標の達成状況は、原則として平成21年9月までに報告します。

(生活支援部門)保健福祉部福祉課

- 地域福祉計画の見直しの必要性を検討し、改定の方角性を決定します。
- 知的障害者の雇用の安定と今後の就労の定着を図るため、知的障害者を雇用した事業主に対して、障害者1人につき月3万円を支給します。
- 障害児者の自立した日常生活の向上を支援するために、ストマ(人工肛門)用装具の装着を必要とする人に対して、自己負担額の一部を助成します。
対象者 身体障害者手帳の交付を受けている障害児及び障害者
- 障害者の積極的な社会活動への参加と生活圏拡大の促進を図るために、在宅の重度障害者に対して、1枚600円の福祉タクシー利用券を年間で最高48枚まで交付します。
対象者
・身体障害者手帳を所持している、下肢障害、体幹機能障害、視覚障害が2級以上又は上肢障害、内部障害が1級以上の人
・身体障害者手帳を所持している、下肢及び上肢、下肢及び体幹、下肢・上肢及び体幹の重複障害が2級以上の人
・知能指数が35以下と判定された人又は療育手帳を所持している障害の程度がA2以上の人
- 市内外の社会福祉施設等に通所する障害者に対して、交通費相当額を支給します。
- 障害者の通所施設整備のため、用地及び建設・運営事業者の選定をし、建設費の国県補助金を受けるため県との調整をいたします。
- 在宅の障害児を介護することにより生じる様々な負担の軽減を図るために、心身障害児に対して月額2,000円の手当てを支給します。
対象者
・20歳未満で知能の程度が中等度以下と判定された人
・20歳未満で身体障害者手帳1～3級を所持する人

- 知的障害児等とその保護者に対して、基本的な生活訓練や障害の正しい理解と適切な養育技術の習得を支援します。
指導の内容
・児童には、身辺処理、絵画製作、会話、遊戯、運動、食事等を通じて、感覚、観察力、表現力、運動機能、社会性等日常生活及び自立に必要な訓練を行います。
・保護者には、障害の正しい理解、家庭における訓練及びしつけの方法等、養育上必要なことについて相談指導を行います。
- 三浦市障害者福祉計画の見直しを行います。
- 現在、指定管理者制度を導入している地域福祉センターについて、指定管理者継続、譲渡(民営化)又は廃止を検討し、今後の運営方法の方針を決定します。

(生活支援部門)保健福祉部子育て支援課

- 第三者的な公平性を有しながら、民間事業者の認識と専門的な観点をもつ委員で組織された三浦市次世代育成支援対策地域協議会において施策の協議・検討を行い、施策に反映していきます。
また、22年度スタートの後期行動計画策定に向けてニーズ調査を実施します。
- 母子家庭等の自立した生活を支援するために、日々の生活、子どもの養育、教育関係等の相談業務を行います。
- 幼稚園児及び保育園児に対して、乳歯の頃から正しい磨き方を習得できるように、歯磨き指導、フッ素洗口等の指導を行います。
- 幼稚園及び保育園において、児童の観察指導及び保育者への相談指導を行います。
- 麻しん及び風しんのまん延防止のため、中学1年生及び高校3年生を対象に予防接種を実施します。
- 民間保育所における入所児童及び重度障害児の処遇向上を促進するため、運営費を補助します。

(生活支援部門)保健福祉部健康づくり課

- がんの早期発見、早期治療のために、肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がんの検診を市内医療機関での個別方式及び市内3会場での集団方式にて実施します。
- 結核の予防、蔓延を防ぐために、市内3会場での集団方式で実施する健康診査において、結核に対する健康診査を同時に行います。

- 様々な疾病を早期予防、早期発見するために、健康診査を実施します。なお、医療制度改革に伴い、平成20年度から医療保険未加入者を対象とした特別健診及び後期高齢者を対象としたなごみ健診を実施します。
- 歯周疾患及び口腔内に見られる疾病を早期予防、早期発見するため、市内3会場での集団方式で実施する健康診査時の成人歯科健康診査及び1歳6か月時健康診査時において、保護者に対する成人歯科健康診査を行います。
- 市民の健康に関する知識の普及啓発や生活習慣病の予防促進を図るため、健康に関する講演会の開催、また、健康相談の実施などを行います。

(生活支援部門)保健福祉部保険年金課

- 様々な疾病を早期発見、早期予防するために、35歳以上の国民健康保険被保険者に対して、人間ドックを市立病院にて実施します。
また、特定健康診査等実施計画とリンクして、保健指導活動を行います。
- 平成21年度からのコンビニ収納導入について、現状に則した導入時期、手法、費用対効果等について庁内関係各課による再検討をし、導入の可否について方針を決定し、導入を決定した場合には、導入開始時期等を含めた計画の再構築を行います。
- 子育ての経済的支援を行い、次代を担う乳幼児の健全な育成を図るため、小児医療費の助成(無料)を行います。
対象者は以下のとおりです。なお、H20.4より所得制限を撤廃します。
0歳～2歳 (県所得制限を超える分の助成)
3歳～小学校就学前
H20.10からは県の補助対象の改正により以下のとおりとなります。
0歳～就学前 県所得制限を超える分の助成
- 三浦市医師会と福祉医療費助成事業に関する協定を結び、交付金を交付します。
- 国民健康保険事業特別会計の事業安定化のため、繰入金の適正化に努めます。
なお、昨年度同様保険税の見直しを検討するとともに、特定健康診査等実施計画に基づき、保険給付費の抑制に努めるための事業を展開します。
- 40歳から74歳までの被保険者に対して、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を行います。

(生活支援部門)保健福祉部高齢介護課

- 高齢者を介護する家族等の支援や、高齢者が安心して地域で暮らす権利を守るための事業を行います。
 - ・家族介護教室
具体的介護方法等についての教室開催や介護相談等に応じます。
 - ・徘徊高齢者SOSネットワーク
徘徊する高齢者を登録し、関係機関と連携したネットワークで早期発見し保護を行います。
 - ・介護用品購入助成
介護者支援のため、介護用品購入費の一部を助成することにより、経済的な支援を行います。
 - ・家族介護慰労
要介護者を在宅で介護している家族に対して、家族介護慰労金を支給することにより、経済的な支援を行います。

- 認知症等で判断能力が不十分で意思決定の困難な身寄りのない高齢者等で、財産管理等を行うための後見人が必要な方が、地域で自立した生活を送れるよう本人に代わって後見人等が財産管理等について保護支援を行うために、市長申立を行います。
- 高齢者とその家族等が快適かつ安心して家庭内で暮らすことができるよう支援するために、1級建築士等によるリフォームの相談を委託により行います。
- 介護保険制度の改正等の状況変化を踏まえ、現行計画の見直しと改定を行い、高齢者支援事業及び介護保険事業に関する基本的な計画である第4期三浦市高齢者保健福祉計画・介護保険計画を策定します。
- 介護予防・閉じこもり予防の視点から、75歳以上で心身の健康維持を図るため、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受ける方に対して、その費用の一部を助成します。
- 市内在住の60歳以上の人や福祉団体等に対し、高齢者の心身の健康保持を図るための事業や生きがいづくり事業を展開して介護が必要な状態にならないように予防するために、指定管理者制度により民間の活力を取り入れて、ふれあいセンターを運営します。
また、指定管理者制度を導入している同センターについて、指定管理者継続、譲渡(民営化)又は廃止を検討し、今後の運営方法の方針を決定します。
- 高齢者の介護を施設依存型にしないよう、住み慣れた地域社会の中で生活していくための移動手段の確保と、福祉輸送の供給不足の解消及び低所得者に対する救済として、通院や入退院等の際の移送手段を、ハンディキャブの運行により無償で提供します。
- 加齢、心身の障害、疾病等の理由により理容店や美容店に出向くことが困難な高齢者に対して、在宅で理容・美容サービスを受けられることにより、心身ともに快適な生活を送ることのできるよう、出張理容・美容サービス券を交付します。
- 電話のない概ね65歳以上の低所得なひとり暮らし高齢者等に対して、外とのつながりを持てるようにするために、市が所有している電話回線を無償で貸与することにより、日常生活の利便や閉じこもり防止に寄与します。
- 平成19年度に指定管理者制度を導入した老人福祉保健センターについて、指定管理者制度継続、譲渡(民営化)又は廃止の管理運営方法の方針決定をするための検討を行います。

(生活支援部門)市立病院病院庶務課

- 市立病院の患者様に良質で安心できる医療環境を提供するため、CTスキャンその他の医療機器を購入します。
- 院外で開催される基本健康診査結果報告会、市民参加イベント参画及び各種団体へのアプローチによりヘルスチェックを行い健康診査等の受診を促し、当院受診機会を増加させ、患者数の増加を図ります。

- 市内団体・グループと連携し、市内各地で健康宅配便を開催し、健康診査等の受診を促し、当院受診機会を増加させ、患者数の増加を図ります。
- 平成19年度に作成した業務改善計画に基づき、引き続き効率的な組織・体制の整備に取り組み、100%の計画達成を目指します。
- 病院バスその他の媒体を利用して広告募集を行い、広告料収入による新規財源を得られるように検討し、実施します。
- 物品の借り入れ及び役務の提供については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の規定に基づき、商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものについて、順次長期継続契約に移行して、事務の省力化と経費の削減を図ります。
- 平成17年度に不良債務が発生し、平成18年度も累積している状況があります。今後、企業努力による経営改善や一般会計からの財政支援も加え、病院経営の健全化を図ります。

(生活支援部門)消防本部消防庶務課

- 消防団員の防火衣・保安帽を計画的に入れ替え整備し、消防団活動における安全性の向上を図ります。
- 消防救急無線のアナログ周波数が使用できなくなり、三浦市もデジタル周波数に変更しなければならぬため、今後デジタル無線への切り替えを行い、消防救急無線機能の維持を図ります。
なお、経費の削減を図るため県内を一本化した広域で整備に取り組み、今年度は電波伝搬路調査を実施します。
- 消防機能の維持を図るため、消防車両の適正な入れ替えをします。

業績目標は、平成20年4月8日部門経営会議(生活支援政策部門経営会議)において審議決定後、4月10日政策会議に報告し、確定したものです。

(部門経営会議庶務担当課 生活支援総務室)